

平成28年分の所得税の確定申告の受付は平成29年2月16日(木)～3月15日(水)です。

# 確定申告の準備をしましょう



所得税の確定申告とは、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得額や控除額を計算して所得税と復興特別所得税を算出する手続きです。

確定申告には、納付する税金を計算して申告する「申告納付」と、既に納めた源泉徴収税や予定納税を精算し、納めすぎた税金を還付してもらう「還付申告」があります。

なお、3月15日までは確定申告書を役場税務住民課でも受付します。

また、確定申告の必要がない方でも、その年度の住民税や国民健康保険税、介護保険料などを算定するために町道民税の申告をしていた、できなかったらならない場合があり、町道民税の申告は、役場税務住民課で受付します。

## 確定申告をしなければならぬ主な方

- ▼給与所得者(サラリーマン・パート・アルバイトなど)
  - 大部分の給与所得者は、年末調整で所得税などが精算されますので、確定申告の必要はありません。しかし、次のいずれかに当てはまる場合は、原則として確定申告をしなければなりません。
  - ・給与所得と退職所得以外の各種所得の合計額が20万円を超える方
  - ・給与を2か所以上から受けていて、年末調整されなかった給与の収入金額と各種所得の合計額が20万円を超える方
  - ・給与収入が2000万円を超える方
- ▼年金受給者
  - ・公的年金等の収入額が400万円を超える方

円を超える方  
 ・公的年金等の収入額が400万円以下で、年金以外の所得の合計額が20万円を超える方  
 ▼その他  
 ・各種所得の金額がある方で、計算した所得税の金額が配当控除の額を超える場合

## 確定申告をすることにより税金が戻る方

給与所得者で確定申告の必要がない方でも、源泉徴収された税金を納め過ぎた場合は、還付を受けるための申告ができます。

- ・医療費控除や住宅借入金特別控除を受ける場合、または、社会保険料控除などの各種控除を追加する場合
- ・災害や盗難などにより住宅や家財に損害があった場合(雑損控除を受けることができます)

## 各種控除について

**医療費控除**  
 本人または生計を一にする配偶者やその他の親族が病気やけがの治療を受けて、1年間におおむね10万円を超えて

医療費を支払ったときには、所得控除を受けることができます。

▼控除の対象になるもの  
 ・医師、歯科医師に支払った診療費、治療費  
 ・治療、療養のために必要な医薬品の購入費  
 ・病院、診療所、助産所などへ支払った入院費、入所費など  
 ・治療のためのあんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師に支払った施術費  
 ・在宅療養等の居宅サービス、介護費用の自己負担額  
 ・介護保険サービス費用の医療費分  
 ・主治医の証明を受けた介護用おむつ費用  
 ・通院のための自動車やバスなどの公共交通機関の交通費

▼控除できる金額  
 ①支払った医療費から保険金などで補てんされる金額を差し引いた額Ⅱ負担した医療費(A)  
 ②10万円又は所得金額の5%のどちらか少ない額Ⅱ(B)  
 ③(A)から(B)を差し引いた額Ⅱ医療費控除額(最高200万円)

▼控除のための準備  
 ①支払った医療費から保険金などで補てんされる金額を差し引いた額Ⅱ負担した医療費(A)  
 ②10万円又は所得金額の5%のどちらか少ない額Ⅱ(B)  
 ③(A)から(B)を差し引いた額Ⅱ医療費控除額(最高200万円)

▼控除の対象となる方の範囲  
 ・身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方  
 ・精神保健指定医などにより知的障害者と判定された方など  
 ・65歳以上の方で、障がい程度が障害者、特別障害者に準ずるものとして市町村長の認定を受けている方(認定は役場保健福祉課介護係で行っています)  
 ▼その他  
 申告者本人が、特別障害者

控除を受けるには1年間に支払った医療費の領収書が必要です。治療を受けた方、病院ごとに整理し、交通費などの通院費用は家計簿などに記録しましょう。

## 障害者控除

その年の12月31日に申告者本人や配偶者、その他の親族(配偶者控除、扶養控除を受ける者に限る)が障害者や特別障害者(重度の障害者)に該当する場合、所得控除を受けることができます。

▼控除できる金額  
 ・障害者 所得税27万円、住民税26万円  
 ・特別障害者 所得税40万円、住民税30万円

▼控除対象となる方の範囲  
 ・身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方  
 ・精神保健指定医などにより知的障害者と判定された方など  
 ・65歳以上の方で、障がい程度が障害者、特別障害者に準ずるものとして市町村長の認定を受けている方(認定は役場保健福祉課介護係で行っています)  
 ▼その他  
 申告者本人が、特別障害者

## 所得税確定申告書・町道民税申告書を提出する際には、マイナンバー(個人番号)の記載と本人確認書類の提示、または写しの添付が必要です

- ①マイナンバー(個人番号)カードを持っている方
  - ➔ マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)ができます。
- ②マイナンバー(個人番号)カードを持っていない方

番号確認書類	+	身元確認書類
本人のマイナンバーを確認できる書類 ・通知カード ・住民票の写し、または住民票記載事項証明(マイナンバーの記載があるもの)などのうち、いずれか1つ		記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類 運転免許証・公的医療保険の被保険者証・年金手帳・身体障害者手帳・パスポートなどのうち、いずれか1つ

- マイナンバーカード: 本人の申請により発行され、マイナンバーや本人確認の際に公的な身分証明書として利用できるICカード
- 通知カード: 平成27年10月にマイナンバーをお知らせするために本人へ郵送された紙製のカード
- マイナンバーを使った申告書等には、なりすまし等を防止するため、法令に基づく本人確認が義務付けられています。

申告書には申告者のマイナンバー以外に、控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者のマイナンバーの記載も必要になります。

である控除対象配偶者又は生計を一にするその他の扶養親族と常に同居している場合は、特別障害者控除に加えて同居特別障害者として1人につき35万円(住民税は23万円)が控除に上乗せされます。

## 扶養控除

その年の12月31日、16歳以上の扶養親族が対象となり、所得控除を受けることができます。

▼控除できる金額

- ・一般の控除対象扶養親族(16歳以上) 所得税38万円、住民税33万円
- ・特定扶養親族(19歳以上23歳未満) 所得税63万円、住民税45万円
- ・老人扶養親族(70歳以上) [同居の場合] 所得税58万円、住民税45万円
- ・同居以外 所得税48万円、住民税38万円

## 生命保険料控除

一定の生命保険料、介護医療保険料を支払った場合は、所得控除を受けることができます。

▼平成24年1月1日以降の保険契約等(新契約)  
 一般生命保険・個人年金保険・介護医療保険の保険料控

除の適用限度額が、それぞれ4万円、3つ合わせて最高12万円控除

▼平成23年12月31日以前の保険契約等(旧契約)  
 一般生命保険・個人年金保険の保険料控除の適用限度額が、それぞれ5万円、2つ合わせて最高10万円控除

▼新契約と旧契約の双方の控除を受ける場合  
 一般生命保険料控除額と個人年金保険料控除額の新旧契約のそれぞれの計算方法で算出した額を比較して多い方を控除額とし、最高12万円控除

- ※1 事業(営業・農業)、不動産、一時、譲渡などの所得
- ※2 6親等内の血族及び3親等内の姻族
- ※3 生命保険の医療保険金、入院費給付金や健康保険の高額療養費、出産育児一時金など
- ※4 年の途中で死亡した場合、その死亡の日
- ※5 配偶者以外の扶養親族などで、申告者本人と生計を一にする方のうち、合計所得金額が38万円以下の方。なお、青色・白色事業専従者は除かれます。

## 旭川東税務署では確定申告会場を開設します

旭川東税務署は、旭川中税務署と合同で確定申告会場を次のとおり開設します。

- 場所 旭川北洋ビル9階(旭川市4条通9丁目)
- 期間 2月16日(木)～3月15日(水)(土日を除く)
- 受付時間 午前9時～午後4時

※申告書の作成には時間がかかります。会場が混雑している場合には、受付を早め、締め切ることがありますので、早めにお越しください。  
 ※北洋ビル及び会場周辺の駐車場は大変混雑しますので、公共の交通機関をご利用ください。

なお、税務署の庁舎内には確定申告会場を設置していませんので、お間違えのないようご注意ください。

■問い合わせ  
 旭川東税務署  
 ☎23・6291(自動音声)